

# 大使館便り

第238号 令和5年1月12日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 太田大使からの御挨拶

2022年11月に駐ポルトガル大使を拝命致しました太田誠と申します。昨年12月中旬に当地に到着し、本日、当国大統領へ信任状を奉呈しました。今後様々な場面で皆様とお会いする機会もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2023年は、1543年に種子島へポルトガル人が渡来し、両国の交流が始まってから480周年に当たります。1543年の渡来は鉄砲伝来と言われますが、日本と欧州との初めての出会いに他なりません。ポルトガル人は日本に多くの文物をもたらし、当時の記憶は、現代の日本語においても、オルガン、カステラ、カップ、カルタ、金平糖、パン、ボタン、羅紗といった外来語として残されています。

近年のポルトガルは、政治、経済ともに安定的で、IT人材の育成や脱炭素対策に積極的に取り組んでいます。このような点が注目を集めつつあって、各国企業が進出してきており、日本企業の進出も80社を超えています。観光面では、世界遺産や自然景観など多くの見所があり、温暖な気候と相まって、各国からの観光客で賑わっています。長きにわたる交流史を背景に、ポルトガルの人々は非常に親日的ですし、多くの日本人もポルトガルに親しみを覚えているのではないのでしょうか。

在ポルトガル日本国大使館としては、交流480周年を契機として、日本・ポルトガル両国の友好親善関係をさらに発展させ、両国の人々の往来が増え、政治・経済面での協力関係が深化していくように努めて参りたいと思います。

## 2. 政治・経済関係

### (1) コスタ首相、スペイン・フランス首脳との会合に出席

12月9日、コスタ首相は、スペインのサンチェス首相、フランスのマクロン大統領、フォン・デア・ライエン欧州委員長との会合に出席しました。同会合は、イベリア半島とフランスのマルセイユを結ぶガスパイプラインH2Medに関するもので、同プロジェクトの詳細について議論が交わされました。コスタ首相は会議後、「既に合意が済んでいる、ポルトガル・スペイン間の天然ガスの相互接続に加え、グリーン水素専用の枠を追加する。これは既存概念を大きく転換させるものである。単にエネルギーの輸出入国であるということだけでなく、欧州全体にとってのエネルギー生産・輸出国としての我々の地位を強化するからである。」と同プロジェクトへの期待を述べました。

### (2) インテルカンプス社の世論調査結果－12月

12月17日、インテルカンプス社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。物価上昇への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は27.0%（前月比2.8ポイント増）に増加し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は22.1%（同0.1ポイント増）と増加しました。PSとPSDの支持率の差は4.9ポイント（前月比2.7ポイント増）に拡大しました。その他主要政党では、リベラル主導党（IL）及び左翼連合（BE）、人と動物と自然の党（PAN）、民衆党（CDS）の支持率が増加し、シェーガ党（CH）及び統一民主連合（UDC）、自由党（Livres）の支持率は減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移】

| 政党             | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  |
|----------------|------|------|------|------|------|------|
| 社会党（PS）        | 35.1 | 33.1 | 30.6 | 28.3 | 24.2 | 27.0 |
| 社会民主党（PSD）     | 19.8 | 22.8 | 24.7 | 24.8 | 22.0 | 22.1 |
| シェーガ党（CH）      | 8.3  | 8.4  | 9.2  | 9.2  | 11.4 | 9.6  |
| リベラル主導党（IL）    | 8.5  | 7.1  | 5.2  | 7.3  | 6.7  | 7.5  |
| 左翼連合（BE）       | 5.4  | 5.0  | 5.2  | 6.1  | 6.1  | 7.5  |
| 統一民主連合（CDU※）   | 2.8  | 2.2  | 2.9  | 2.6  | 5.4  | 3.8  |
| 人と動物と自然の党（PAN） | 2.2  | 1.3  | 2.5  | 1.8  | 2.3  | 3.1  |
| 民衆党（CDS）       | 2.0  | 0.7  | 1.1  | 0.6  | 1.3  | 1.9  |
| 自由党（Livres）    | 1.7  | 1.9  | 1.8  | 2.2  | 2.3  | 1.7  |

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

### （３）レベロ・デ・ソウザ大統領、ルーマニアを訪問

12月20日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ルーマニアを訪問しました。ルーマニアでは歓迎式典ののちヨハニス大統領と会談し、二国間関係及びルーマニアのシェンゲン圏加盟問題、NATO防衛問題について意見を交わしました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、会談後の共同記者会見で、「シェンゲン圏に関する問題に関し、ポルトガルは常にルーマニアとともにある。ルーマニアはポルトガルを上回る経済成長を遂げようとしているが、ルーマニアの経済・社会発展はEU及びポルトガルにとっても喜ばしい。」とEU内におけるルーマニアの更なる役割を期待した。また、会談後は、NATO強化警戒活動のためポルトガル軍兵士が多く駐留しているカラカル軍事基地を訪問し、「欧州の連帯は一方的な連帯であってはならず、世界的な連帯でなければならない。世界的な連帯とは、ウクライナ戦争のような重要な問題に関し、この難しい時期にEU及び世界で発生するさらなる問題を予防することである。」と同活動に携わるポルトガル人兵士を労いました。

### （４）コスタ首相、クリスマスのメッセージを発出

12月25日、コスタ首相はクリスマスのメッセージを発出しました。コスタ首相は『平

和』、『連帯』、『信頼』、この三つの言葉は、我々が今年のクリスマスに望んでいることを表している。ロシアによるウクライナ侵攻で戦争の恐怖が再びヨーロッパを襲い、全ての人々が『平和』を希求している。我々はウクライナの人々の痛みと苦しみに寄り添い、平和のため、国際法を守るため、ウクライナと肩を並べ、戦ってきた。『連帯』はこの戦争の結果を導くために、唯一の方法である。今年、金利は、若者が経験したことのないほど上昇し、エネルギー価格は企業と家計両方で上昇している。我々はこの困難い連帯して立ち向かわなければならない。『信頼』は、国際社会に多くの不確実性が存在する中、我々の国家が保障するものである。未来の信頼は、今の我々の取り組みが作る。厳しい時代がもたらす課題に立ち向かうため、共に肩を並べ歩んできた連帯は、我々の国に置かれている戦略的課題にあらゆることを動員できるという信頼・確信を与える。各項目における具体的な取り組みによってこそ、我々の社会が新たな世代に対しポルトガルで夢を追う自由と未来を築く自由を保障することができる、と信頼することができる。この3つの言葉をポルトガルに住む全ての人々、そして、国外に在住しているポルトガル人と共に分かち合いたい。」と一年を振り返りました。

#### (5) ペドロ・ヌーノ・サントス／インフラ・住宅大臣が辞任

12月27日、メディーナ財務大臣は、12月2日に就任したアレシャンドラ・レイス国庫担当副大臣に辞任勧告を行い、レイス副大臣は同職の辞任を表明しました。レイス副大臣は、2021年から2024年までTAPポルトガル航空の役員の2期目を務める予定でしたが、任期途中の2022年2月に役員を解任されており、その際に早期退職金として50万ユーロを受け取っていた事実が明らかになりました。パンデミックによる経営不振以降、従業員のリストラや給与の削減、公的資金の注入などを通じ、業績の回復を目指していたTAPポルトガル航空が、役員に対し高額な退職金を支払い、かつその人物が副大臣に就任していたという事実を受け、ペドロ・ヌーノ・サントス／インフラ・住宅大臣は、「世間の認識及び感情を考慮し、この文脈において政治的責任を負う」と述べ、大臣の辞任をコスタ首相に申し出ました。コスタ首相は辞任を受け入れ、「直接の所掌事項であれ、政府内での一般政策であれ、この7年間の政府への献身及び政府における役割に対し、感謝したい。」と同大臣の働きに謝意を示しました。なお、同大臣が所掌していた「インフラ・住宅事項」は、「インフラ」及び「住宅」に分割され、1月4日にジョアン・ガランバ環境エネルギー担当副大臣がインフラ大臣に、マリナ・ゴンサルヴェス住宅担当副大臣が住宅大臣に就任しました。

#### (6) レベロ・デ・ソウザ大統領、ブラジルを訪問

12月31日から1月2日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領はブラジルの大統領就任式に出席するため、ブラジルを訪問しました。ブラジルでは、1月1日の大統領就任式に出席した他、12月31日にウクライナのスヴィリデンコ第一副首相との会談、1月1日にスベ

インのフェリペ6世国王との非公式昼食会、2日にルーラ大統領との会談を実施。ルーラ大統領との会談後には、レベロ・デ・ソウザ大統領は「兄弟愛に満ちた短くも非常に意義深いものであった。家族とはこのようなものである。少なくとも私とルーラ大統領にとっては、多大な時間は必要ない。10前後の基本的な課題について議論した。」と同大統領との良好な関係を強調しました。また、ルーラ大統領が4月にポルトガルに訪問する予定も公表されました。

## 2. 広報・文化関係

### (1) 2023年 日本・ポルトガル交流480周年

当館ホームページに「日本・ポルトガル交流480周年」の記事を掲載していますので御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/480\\_intercambio.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/480_intercambio.html)

### (2) レストラン「KANAZAWA」オーナーシェフ、パウロ・モライス氏の令和4年度「日本食海外普及功労者」表彰

今般、レストラン「KANAZAWA」のオーナーシェフ、パウロ・モライス氏が、これまでの日本料理・日本食文化の普及に対する長年の功績が認められ、令和4年度「日本食海外普及功労者」に認定・農林水産大臣賞を授与されることになりました。「日本食海外普及功労者」表彰は、外国人または海外に在住する日本人で、日本料理並びに日本食文化、又は日本産農林水産物・食品の紹介及び普及に多大な貢献のあった者に対し顕彰を行うもので、同シェフは、ポルトガルにおいて30年に亘り懐石料理等伝統的日本料理のシェフとして研鑽・尽力してこられたのみならず、日本文化への理解・知識を広めるため出版活動やワークショップ等も積極的に行ってきました。



「日本食普及の親善大使」就任（令和4年）に続くモライス氏のこの度の榮譽に対し、日本国大使館として心からお祝い申し上げますとともに、今後なお一層のご活躍をお祈り申し上げます。

### (3) 第17回 JAL 世界こどもハイクコンテスト・ポルトガル大会授賞式の実施

JAL 財団及び当館共催事業「第 17 回 JAL 世界こどもハイクコンテスト」ポルトガル大会に、今回も多くの子供たちに御参加いただきました。今回のテーマは「まち」、俳句と絵で綴られた 319 作品が寄せられ、その中から大賞 5 作品と入賞 20 作品が選ばれました。

大賞作品は世界各国大会の大賞作品とともに「地球歳時記」という本として出版されます。

素晴らしい作品を送っていただいた子供たち並びにイベントをフォローいただいた先生方を始め、運営に携わっていただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

次回も本コンテストへのご参加を心よりお待ちしております。



・コンテスト結果：

<https://www.jal-foundation.or.jp/en/haiku/contest2021/portugal/award/>

#### (4) 2023 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集（日本語・日本文化専攻）

文部科学省は、日本語・日本文化を主専攻とする外国人奨学金留学生を募集しております。

- ・申請書類提出締切：2023 年 2 月 14 日（火）まで（必着）
- ・申請書類提出宛先（メール別添にて）：  
[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)、[maria.jose.martins@lb.mofa.go.jp](mailto:maria.jose.martins@lb.mofa.go.jp)
- ・留学期間：2023 年 10 月頃より 1 年間。
- ・応募条件：
  - ポルトガル国籍を有すること。
  - 年齢：1993 年 4 月 2 日から 2005 年 4 月 1 日の間に出生した者。
  - 日本語・日本文化を主専攻とする大学生（学部課程在籍者で、日本語・日本文化学習期間が通算一年以上である者）。
  - 心身ともに健康である者。
  - 2023 年 9 月～10 月に日本到着可能な者。
  - 日本語の知識があること（日本語能力試験 N2 程度以上の日本語能力があれば望ましい。）（注：授業はすべて日本語で行われます。）
- ・URL（申請書ダウンロード他詳細）：  
<https://www.studyinjapan.go.jp/en/smap-stopj-applications-japanese.html>
- ・お問い合わせ：[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)

## (お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp) まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関する情報は、以下のサイトを御参照ください。なお、現在、当国内では、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスクの着用が義務付けられています。

〈参考〉

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

### (2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 現在、入国時に求められる措置は以下のとおりとなっています。

#### **新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方**

全ての入国・帰国者は、ポルトガル出国時刻前72時間以内に受検した検査（陰性）証明書の提出が求められます。本邦到着時の空港での検査及び自宅等待機は求められません。

#### **新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方**

3回分の接種証明書が提出できれば、出発前検査、入国時の空港での検査並びに自宅等待機は不要です。

イ 昨年11月1日以降、「入国審査」、「税関申告」及び「検疫（いわゆるこれまでのファストトラック）」が、「Visit Japan Web」と称するオンラインサービスで一元的に利用可能となりました。同サービスを利用することにより、入国時の空港手続きの所要時間を短縮できますので、こちらのリンク（<https://vjw-lp.digital.go.jp/>）から同サービスのサイトにアクセスの上、是非御登録ください。

ウ 上記アの検査（陰性）証明書については、日本に向かう当国発便の出発時刻前72時間以内に受検した検査結果が有効となります。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本](#)

[語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式をそのまま御利用いただいても差し支えありません。

### （３）ポルトガルへの入国について

現在、日本を起点とするポルトガルへの渡航はその目的を問わず認められており、昨年７月１日以降、入国時のワクチン接種証明書あるいは陰性証明書の提示も不要となっています。

### （４）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

日本で新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する方は、詳細につき次の外務省海外安全HPを御確認ください。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

### （５）外国籍者の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置（滞在９０日以下）は、日本時間昨年１０月１１日から適用を再開しました。一方、長期滞在者及び相互査証免除措置のない国及び地域については、従前どおり査証を要しますのでご注意ください。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)）を御覧ください。

### （６）日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

### （７）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 昨年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館まで御相談ください。

## （８）日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を目的として、ＩＣ旅券保持者限定で、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。御利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードしてください。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

## （９）「在留届」に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、感染症、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報をメールで発信しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。届け出は、当館にお越しただかなくても、以下のサイトから御入力いただけます。今後、様々な手続きが本「在留届」と紐付けられる予定ですので、その観点からも同サイトからの届け出をお勧めします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

## （１０）第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールも届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

### （１１）マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ＩＣチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝６時半から夜１１時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります（ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。）。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。２０２１年３月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのＩＣチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同３月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の６割程度において、また、本年３月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くことをお勧めします。

### （１２）御来館時のお願い

現在、領事窓口は**予約制**を採っています。御来館の際は、事前にお電話かＥメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。

関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp)

### （１３）リスボン・ポルト日本語補習授業校入学希望者募集

リスボン・ポルト日本語補習授業校では、２０２３年度（令和５年度）の入学希望者を募集いたします。

ア 募集する児童生徒

- ・幼稚園・年長組：満 5 歳以上であること。（2018 年 4 月 1 日までに生まれた子供）
- ・小学 1 年クラス：満 6 歳以上であること。（2017 年 4 月 1 日までに生まれた子供）
- ・小学 2 ～中学 3 年生

イ 入学の基本条件

- ・ポルトガル国在留の日本国籍を有する子女であること。
- ・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

ウ 授業について

- ・授業日：毎週土曜日 午前中 （年間 40 日程度）
- ・学習教科：国語、算数

詳しくは、こちらのリンクを御覧ください。

＜リスボン日本語補習授業校＞

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool/blank-2>

連絡先：[lisbon\\_jschool@yahoo.co.jp](mailto:lisbon_jschool@yahoo.co.jp)

＜ポルト日本語補習授業校＞

連絡先：[kyomuporohoshukou@gmail.com](mailto:kyomuporohoshukou@gmail.com)（ポルト日本語補習授業校運営委員会）

#### （14）本「大使館便り」を含む当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに E メールにて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)